

## 第 27 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

|                       |  |                   |
|-----------------------|--|-------------------|
| 開催日及び場所               | 令和 3 年 7 月 28 日（水）大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 A   |                   |
| 委員（敬称略）               | 委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授<br>委員 常谷 麻子 弁護士<br>委員 多田 俊生 税理士  |                   |
| 審査対象期間                | 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日契約締結分  |                   |
| 抽出案件                  | 5 件<br>内 訳<br>(公共工事)<br>・ 随意契約案件 1 件<br>(物品・役務)<br>・ 競争入札案件 3 件<br>うち、契約金額が 500 万円以上の案件 0 件<br>うち、参加者が 1 者しかいないものの案件 0 件<br>・ 随意契約案件 1 件 |                   |
| 報告案件                  | 0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。  |                   |
| 審議案件                  | 5 件  |                   |
| 委員からの意見・質問<br>に対する回答等 | 意見・質問  | 委員からの意見・質問に対する回答等 |
|                       | 下記のとおり   | 下記のとおり            |

「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」

【審議案件6】随意契約案件

「大阪労働局第1庁舎別館2階空調機新設工事」

| 意見・質問                           | 回 答  |
|---------------------------------|--|
| <p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされた事業所に対する助成金である雇用調整助成金の相談・申請が激増したことで、その支給についても事業所の存続に関わる可能性があるため、申請から2週間以内の早期支給をすることを本省から指示され、それに伴う非常勤職員110名の増員措置がなされたが、担当する当局助成金センターの執務室では増員された非常勤職員が事務を行うスペースがなかったため、急遽、近畿財務局と協議し現在使用されていない大阪合同庁舎第2号館別館2階を利用し、6月1日より当該業務を行うこととなりました。当該事務スペースの空調設備については、建築当時（約50年）に設置された総合空調機器のみが設置されており、当該業務にあたる配置人数や、夏季の暑さ、感染対策としての換気等を鑑みると不十分であり、職員の健康状態に影響を及ぼすことが想定されるため、早急な工事が必要と判断し実施したものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、更新工事に係る設計を実施した際に直接工事費の積算を行っており、その直接工事費から国土交通省監修 公共建築工事共通費積算基準に基づき積算した額を予定価格としました。</p> <p>契約の方法については、本業務については、政府としての緊急措置であり、増大する申請に対して迅速な事務処理体制とその環境整備が遅れると、当該業務処理の大幅な遅延が発生し早期の支給が困難な状況となり、事業所の倒産、失業者の増加に直結することから、極力速やかな体制等を構築するため、過去に大阪合同庁舎における空調設備工事を受注した実績のある会社等複数社に確認を行ったところ、Aが早急に本工事を施工可能であるとの回答が得られたことから、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該相手方と随意契約を行った。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>随意契約の妥当性について</p>  | <p>本件においては、一般競争入札による調達では、執務室の開設に間に合わないため、上記のとおり、「緊急の必要により競争に付することができない場合」として随意契約を行ったものであり、妥当であると考えています。</p>   |
| <p>価格の妥当性について。</p>   | <p>予定価格の積算については、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を計算して算出します。直接工事費においては、公共工事設計労務単価や契約実績、及び市場価格を基に積算し、市場価格については、インターネットでの販売価格を参考としています。本件においては、見積金額が予定価格内であることから、妥当な価格であると考えています。</p>   |
| <p><b>【審議案件 28】 競争入札案件</b><br/>令和 2 年医学関連文書等外国語文書翻訳業委託について</p> |   |
| <p>意見・質問</p>   | <p>回 答</p>  |
| <p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>                                | <p>契約の概要につきましては、外国人労働者からの労災保険給付請求支給可否調査等に係る翻訳業務に関し、年間契約を締結しているものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、過去の実績等から予定価格を積算しています。</p> <p>一般競争入札の参加資格につきましては、調達の内容が翻訳業務であったことから、資格の種類は「役務の提供等」と設定し、予定価格に応じた基本等級が「C」等級であったことから、大阪局の取扱いでは直近上位及び下位の「B」と「D」等級を加えるところ、過去において 2 回連続して 1 者応札であった時期があり、それが解消されたとしても、既に等級拡大を行っている場合においては、全ての等級を指定できるという本省通知に基づき、資格等級を全等級に拡大しました。</p> <p>入札には 3 業者が参加し、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p> |
| <p>外国語の種類が多いが、その必要性について。</p>                                   | <p>英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語等の主要言語以外のものは、年間数件の発注機会しかないが、翻訳を要する業務の大部分は、労災保険給付支給可否に係る調査や、その後の訴訟などであり、事案が発生してから納品希望までの期間が限られているため、また、使用頻度の少ない言語こそ、発注すべき事案が生じた際にスムーズな調達を行う必要があることから、新たな言語の</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | 翻訳が発生した場合は、基本的に翌年度における年間契約に盛り込むこととしています。  |
| 文書の翻訳の正確性をどのように担保していますか。                                 | 翻訳を要する文書は、あいまいな表現が用いられた文書ではなく、カルテに記載された医学用語や注釈、公的機関発行の証明書といったものであるため、翻訳結果に問題が生じたケースはありません。  |
| 【審議案件62】競争入札案件<br>雇用調整助成金の予約受付及び日程調整に係るコールセンター業務委託       |   |
| 意見・質問  | 回 答   |
| 入札・契約手続き入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。                         | <p>契約の概要につきましては、雇用調整助成金に係る相談や申請が激増したことを受けまして令和2年6月30日まで運用予定として令和2年4月20日に設置しましたが、受付予約・相談の入電件数が減少傾向に転じなかったため、改めて7月1日から9月30日までのコールセンター業務の調達を行ったものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、過去の実績等から予定価格を積算しています。</p> <p>一般競争入札の参加資格につきましては、調達の内容がコールセンター業務であったことから、資格の種類は「役務の提供等」と設定し、予定価格に応じる基本等級が「C」等級であったことから、直近上位及び下位の「B・D」等級を加えました。</p> <p>入札には12業者が参加し、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p> |
| 入札価格に差があるがその理由について。                                      | 受電拠点は、日本国内どこに設置しても対応できる業務であるため、各地域における賃金額の差、賃料の差等が影響していると考えています。  |
| 全国から応札があったのは何故ですか。                                       | 近畿地域の入札参加資格があれば日本全国どの地域に拠点があっても行える業務であることが要因と考えています。  |
| 【審議案件69】競争入札案件<br>冷感マスク外購入<br>【審議案件178】随意契約案件<br>冷感マスク購入 |   |
| 意見・質問  | 回 答   |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p> | <p>178番の契約の概要につきましては、当時、職員用マスクを国費で購入すべきか判断しかねていましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、第2波が発生した場合、再び需給バランスが崩れ、調達ができなくなる危険性があった事に加え、執務時間中のマスク着用を推進している点や、厚労省が定めた業務継続計画において、「自らのマスクを持っていない職員に対して必要に応じ備蓄していたマスクを配付する。」と記載されていたこと、人事院規則において「職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていた事にならう形で、当局におけるマスク配付方針を策定し、不織布マスクに比べ再利用可能で価格が安価に抑えられる冷感マスクを職員用として購入したものです。</p> <p>つづいて69番につきましては、職員用備蓄の冷感マスクに加え、会議等開催時の外部参加者のうち、マスク未着用者への配付用として、3か月分に限定し、不織布マスクを購入したものです。</p> <p>予定価格の積算方法につきましては、過去の実績等から予定価格を積算しています。</p> <p>69番の一般競争入札の参加資格につきましては、調達の内容がマスクの購入であったことから、資格の種類は「物品の販売」と設定しまして、予定価格に応じた基本等級が「D」等級であったことから、上位等級の「B・C」等級を加えて設定しました。</p> <p>178番につきましては、少額随意契約の範囲内であったことから、参加資格は設定していません。</p> <p>入札には5業者が参加し、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p> |
| <p>随意契約の妥当性について。(178番)</p>   | <p>市場在庫が日々変化し、この機会を逃すと調達できなくなる可能性が高かったため、随意契約を行ったものであり、調達方法は適正であったと考えています。</p>   |
| <p>A社との契約の妥当性について。(178番)</p> | <p>今回の契約の相手方であるA社とは以前に購入実績があったため、まずA社に確認をとり、次に物品の購入実績のある取引業者のすべてにも確認をした上でA社が最低金額を提示し、契約に至ったものです。</p>   |